

御宿町海水浴場における  
新型コロナウイルス感染症防止対策  
ガイドラインについて

令和3年5月14日

御宿町

# 御宿町海水浴場における新型コロナウイルス

## 感染症防止対策ガイドライン

### 1. 趣旨

当町の海水浴場は、例年多くの来場者があることから、海水浴場を開設すれば、町外から多くの人がグループ単位で来場し、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」の状態となることが想定されます。

このような状況下において海水浴場を開設する場合、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で海水浴場を開設する必要があるため、ガイドラインをとりまとめました。

### 2. 基本的な考え方

海水浴場は自然換気ではありますが、砂浜や売店、駐車場等に多くの人が集まり新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが問題となっています。

海水浴場等の開設はその特性を理解した上で、感染防止対策を徹底して行うことが必要となります。

千葉県に緊急事態宣言等が示され、国・県からの要請等がされた場合のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や来場者・運営関係者等の安全確保ができなくなった場合には、海水浴場を閉鎖する場合があります。

### 3. 海岸売店が行う感染症防止対策

- ・売店内における人の密集や飛沫を避けるため、椅子やテーブルの間隔を広くとることや、アクリル板を設置するなど、対策を講じること。
- ・利用者が順番を待つときは、間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。
- ・施設内の換気を徹底すること。（サーキュレーターの設定など）
- ・施設内に消毒用アルコールを設けて、利用者に手指消毒を徹底すること。
- ・複数の利用者が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）は、こまめに消毒すること。
- ・感染防止対策（手指消毒の徹底、会話を控えめにすること、マスク着用など）で取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・従業員の健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させないこと。
- ・従業員にマスク等の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。

・ごみを処理する際は、手袋を着用すること。処分するごみは、袋をしっかりと縛って封をして処理すること。

・キャッシュレス決済の導入について検討すること。

・現金の場合は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。

・うきわ、パラソル等の貸出前後には、消毒を実施すること。

・更衣室やシャワー室の密集を避けるため、十分な広さを確保すること。

・トイレ等の不特定多数が接触する場所では、適宜清拭消毒を行うこと。

※その他新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインを基本とし、実情に沿った感染防止策を行うこと。

#### 4. 監視員(ライフセーバー)が行う感染症防止対策

・出勤時には体温を計測し、発熱や風邪の病状がある場合は勤務に従事させないこと。

・案内所に設置してあるマイク、拡声器、作業車両など不特定多数の者が使用する設備等は、適宜消毒を行うこと。

・案内所では十分な換気を行うこと。

・監視体制においては密にならないよう人員配置を行うこと。(タワーの人員配置など)

・被救護者の情報を記録に残し、疫学調査に協力できる体制を整えること。

※監視救助活動に関しては、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後のライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン 2020(公益財団法人日本ライフセービング協会)」を基本とし、活動内容に応じて適切な感染予防を行うこと。

○監視員が活動するにあたっての受入体制

・監視活動及び滞在期間中は、監視員が安心して活動できるような体制を整える。

・監視員が宿泊する施設は、密にならないよう感染症防止対策を図る。

※施設管理者による感染症対策のほか、こまめな手洗いやうがい、消毒、マスク着用、定期的な換気など、個別に感染症防止対策の徹底を図る。

#### 5. 海水浴場の利用者に対する感染症防止対策の呼びかけ

・砂浜では、人と人との距離をできるだけ2m以上確保した対策をとっていただく。

・グループの方は、対面ではなく横並びで座っていただく。

・咳エチケットの徹底をしていただく。

・体調が優れない場合は利用を控え、速やかに帰宅していただく。

・同居家族や知人に感染が疑われる場合は、利用を控えていただく。

・咳やくしゃみ、飲食前やトイレ利用後等の手洗いを徹底していただく。

・使用済みマスク、鼻水や唾液が付着したゴミ等、自らのゴミは持ち帰っていただく。